

売春防止法と文学 —川崎長太郎の場合

山本 幸正^a

^a 湘北短期大学

【抄録】

敗戦後に公布された法律、たとえば姦通罪を廃止した改正刑法、あるいは優生保護法などが文学に与えた影響は決して小さなものではなかった。しかし1958年から完全に施行された売春防止法が文学に与えた影響については、これまでさほど論じられて来なかった。本稿では、敗戦後に小田原にあった抹香町という「淫売窟」を舞台に数々の作品を発表し、ブームにまでなった川崎長太郎の諸作品を読むことを通して、売春防止法と文学の関わりの一側面について考察することを試みた。「娼婦」一般ではなく、ひとりの女の肉体を通して売春防止法と対峙した私小説家の姿は、売春防止法以後の買売春と文学の関わりを考える上でも、看過することのできないものである。

【キーワード】

戦後文学 川崎長太郎 売春防止法

1

性を扱った文学作品を法律との関わりで読み解くことは、もはや時代遅れの試みなのだろうか。なるほどミシェル・フーコーは「性的欲望セクシュアリティの歴史」を考察するにあたり、「権力を、法や禁忌や自由、主権といった言葉で考えるのをやめてみよう」と呼びかけた⁽¹⁾。なぜなら「性的欲望セクシュアリティ」を産出する「権力メカニズムは、法律的権利の表象には還元され得ない」ものだからだ。フーコーによれば、権力とは「無数の力関係であり、それらが行使される領域に内在的で、かつそれらの組織の構成要素であるようなもの」なのであり、「国家の主権とか法の形態とか支配の総体的統一性」は、「むしろ権力の終端的形態にすぎない」。すなわち法律は「性的欲望セクシュアリティ」にとって原因ではなく結果でしかな

かったのである。

こうしたフーコーの指摘を契機にセクシュアリティ研究は押し進められ、「性的欲望セクシュアリティ」を生産した権力が、性科学や文学作品の言説分析を通して論じられてきた⁽²⁾。とはいえ「性的欲望セクシュアリティ」にとっては結果にすぎなかったにせよ、その時々には公布された法律は、性を物語ろうとする欲望を使喚し続けた。本稿が対象とする第二次世界大戦後に限ってみても、たとえば1947年10月に改正刑法が公布され、姦通罪が廃止されたからこそ、その3年後の1月から、ともに姦通をモチーフにして、大岡昇平は『武蔵野夫人』（『群像』、～9月）を、三島由紀夫は『純白の夜』（『婦人公論』、～10月）を書いたのだろう。また1948年7月に優生保護法が公布されていなかったら、その翌年11月から連載の始まった『浮雲』（六興出版社、1951年4月）で

林美美子が、ヒロインのゆき子に搔爬の苦しみを味わわせ、「ぐちやぐちやに崩れた血肉の魂」を眼にさせることもなかったにちがいない。武田泰淳が「血と米の物語」(『風雪』、1949年11月)の語り手として、「彼女の胎内に宿る私の「責任」を解消してしまふ」ことばかり考え、「宿泊料と手術料」に頭を悩ませる身勝手な男をためらいなく選ぶことができたのも、優生保護法のおかげだったのである。

「私小説の伝統を想ひ、自分もその流れに棹さす一人」⁽³⁾だと自負していた川崎長太郎も、当然のことながら、敗戦後に公布された法律の恩恵に浴した小説家だった。川崎長太郎ブーム、を招来するきっかけともなった『伊豆の街道』(講談社、1954年3月)は、「自叙伝」(『文藝』、1954年8月～11月)によるならば、競輪で一時荒んでいた心身が回復に向かっていた時に、「ある人妻と知り合ふ工合になり、これと老らくの恋にも似た、ふんぎりのつかない、ぢれつたいやうな恋愛関係へ陥り」、その結果生まれたものだった。「人妻」とのしまりのない恋愛を描き続けた連作『伊豆の街道』は、言うまでもなく姦通罪廃止以後の所産だったのである。また「捨七は、五十五歳になつて、始めて自分の子と云うものをはらませ、さっそく中絶せしめていた」と語り出される「通い妻」(『別冊小説新潮』、1956年1月)で川崎は、妊娠から墮胎への流れが、日常の風景に溶け込んでしまったことをあきらかにした。そこには次のような一節を見ることができる。

「私、帰つたらすぐ、お医者に手術して貰うわ。どこでも簡単にやつて呉れるわ。」

と、きつぱりした口利き、久子は上体をしやんとしてみせた。

「そうするかね。で、どの位かかるの。」

「前、三千元だつたけど、今はもつと安くなつていと思うわ。」

「じゃ、二千元、持つて行き給え。」

捨七と久子のあいだで話題になるのは、墮胎にかかる費用だけだ。墮胎は2人に何らのドラマティックな感興ももたらさない。それは禁じられた行為でも秘すべきふるまいでもなく、金銭で解決することが可能な日常的な所作のひとつに過ぎなくなっている。そうした優生保護法が施行された後の日常を、川崎は「通い妻」に描きとめたのだ。

藤目ゆきによれば、「第二次世界大戦の敗戦からの一〇年間は、日本における性-生殖統制が現代的に再編成される時期」だった。藤目は、次のように述べている⁽⁴⁾。

この間に、優生保護法の制定により妊娠中絶は実質的に自由化され、人口政策は「産めよ殖やせよ」から出生抑止へ転換し、また公娼制度を規定してきた貸座敷・娼妓取締規則は廃棄され、売春防止法が制定されている。

さまざまな問題を残存させながらも、「性と生殖に対する統制の一九世紀的システム-公娼制度・墮胎罪体制」は、「売春防止法-優生保護法体制」へと組み替えられていったのである。敗戦後の文学における性も、この「売春防止法-優生保護法体制」と無関係だったはずはない。たとえば文学を「優生保護法体制」のもとで考察したものとしてなら、斎藤美奈子の『妊娠小説』(ちくま文庫、1997年6月)がある。斎藤は、1952年5月17日に「優生保護法指定医一名の判断と、本人、配偶者の同意だけで手術ができる現行のシステム」へと改正された「優生保護法体制」を「五二年体制」と命名し、そのもとで起こった「第二次妊娠小説ブーム」では、「妊娠中絶がもはや「あたりまえ」の顔で登場してくる」と啖呵を切った。物語る欲望は「優生保護法体制」と深く結びついていたのである。

他方で売春防止法については、どうなのだろう。1956年5月21日に行なわれた第24通常国会において成立し、24日に公布された売春防止法は、容

易に想像のつくことだが、性を語ろうとする欲望を増幅させるものではなかった。それは濃密な物語のトポスを拡散させ、見えにくくさせてしまう法律だったからだ。

売春防止法は57年4月1日から罰則規定を除いて施行され、翌年の4月1日からは罰則規定も含め完全に実施された。その前後に能弁だった文学者として目立つのは、衆議院議員として売春防止法の制定に尽力した神近市子や、その神近が編集した『サヨナラ人間売買』（現代社、1956年12月）に収められた鼎談に参加し、前書きも寄稿していた平林たい子くらいだったのではないだろうか。買売春を囲い込んでいたトポスから物語る欲望にエネルギーを備給され続けた文学者は、どこか口数が少ない。

たとえば永井荷風は、『断腸亭日乗』に「食後亀戸天神周囲の陋巷を歩むに、売色の女来らざるため怪し気なる旅館いづれも休業せり」（1958年10月25日）と記すにとどまり、芝木好子は、吉原や洲崎や新宿や横浜を見てまわってルポルタージュ「たそがれの赤線地帯」（『婦人公論』、1958年3月）を書いたくらいだ。戦後に「赤線」を舞台に物語を紡ぎ出したことで知られる2人の小説家——「春情鳩の街」（『葛飾土産』所収、1950年2月）を書いた老年の男性作家も、「洲崎パラダイス」（『中央公論』、1954年10月）で脚光を浴びた女性作家も、売春防止法については寡言である。また買売春と文学の関わりを歴史的に扱った論集『買売春と日本文学』（東京堂出版、2002年2月）を繙いてみても、売春防止法を正面から扱った論は、その法律が吉行淳之介にほとんど影響を与えなかったことをあきらかにした水田宗子の「娼婦幻想の終焉」だけで、戦後の文学を対象としたほかの論では申し訳程度に言及されているにすぎない。買売春を語る文学者と売春防止法の関係は不分明なままだ。

性を語ろうとする欲望は、売春防止法とどのように関わったのか。もちろん結果として買売春を地下化させただけで、完全な禁断、を実現するにはほど遠かった売春防止法の意義を過大に評価してはならない。しかし売春防止法以後も、倦むことなく買売春を語り続ける文学について考えようとする時、その法律が、語る欲望にどのような影響を及ぼしたのかを確認しておくことは、必要なことだろう。「赤線」を源泉に作品を生み出し続けた文学者たちが、もし売春防止法などなかったかのようにふるまっていたとしたら、それはそれで問題とすべきである。

次に川崎長太郎の諸作品を読むことを通して、売春防止法と文学の関わりの一側面について考えていくことにしたい。川崎は、素材とし続けた女たちの行方を、どのように見つめたのか。まず戦後の川崎と買売春の関わりについて、確認することにしよう。

2

周知の通り川崎は、1938年、数えて38歳の時に「永住の覚悟」で東京から故郷の小田原に引き揚げ、海岸沿いにあった「物置小屋へ以後二十年間起伏する身の上」⁽⁵⁾となった。敗戦後、海軍に徴用され赴任していた父島から帰還した後もたった二畳の物置小屋で暮らし続け、蠟燭の灯のもと木箱を机代わりに「しらみ懺悔」（『新生』、1946年3月）や「父島」（『人間』、1946年10月）などを執筆した。宇野浩二が「えら者たち」（『東京新聞』、1954年1月10日～13日）で、「心から川崎を尊敬してゐる」と述べたのは、川崎が物置小屋での不自由な生活に耐え忍びながら、「三十年ほどのあひだ一途にもつとも狭い『私小説』を書きつづけて」きたからだった。

こうした川崎の姿について、たとえば岩佐壮四

郎は、「世捨人とか無用者などというよりも、むしろ制外者といった方がふさわしい存在である」と指摘する⁽⁶⁾。というのも、川崎が「蠟燭」(『早稲田文学』、1942年4月)で引用していた良寛のような「世捨人というには、彼が性に執着し、病気になること＝死の恐怖に脅えずにはおられない〈凡夫〉にしかすぎない」からだ。岩佐によれば川崎は、「〈既成の秩序・道徳・規範等〉の制度的な拘束にとらわれず、それから〈ハミ出〉た制外者」だったのである。

しかしながら川崎は、はたして本当に「制度的な拘束」に囚われていなかったのだろうか。「自叙伝」によれば、「偽遺書」(『新潮』、1948年10月)を書いてから深刻なスランプに陥り、「何も書けなくなってしまう」川崎を救ったのが、「抹香町」(『別冊文藝春秋』、1950年3月)だった。この作品が「割りと好評をもつて迎えられ、再起の端緒」となり、連作「抹香町もの」を収録した単行本『抹香町』(講談社、1954年1月)は、『伊豆の街道』とともに「私の本としては予想外な売れ方」をして、数えて54歳になった川崎は、はじめて「印税らしい印税を貰った」という。だから、意地悪く言うならば、小説家としての川崎を復活させたのは、抹香町という「町端れの淫売窟」だったことになる⁽⁷⁾。

ここで確認しておくならば、抹香町は決して「制外」のトボスなどではなかった。もし1946年1月21日にGHQが発した覚書「日本ニ於ケル公娼制度廃止ニ関スル件」が遵守されていたのなら、川崎の描いた「町端れの淫売窟」を「制外」の地とみなすことも可能だったかもしれない。しかし藤野豊によれば、「自由意志による売春は許されるという方針のもと」で、1946年11月14日、「第一次吉田内閣の次官会議は買売春を「社会上已むを得ない悪」として認め、集娼地域を「特殊飲食店の地域」として黙認する方針を決定」し、結果とし

て集娼地域は、いわゆる「赤線」として存続することになった。GHQの命令による「廃娼は形式的に終わった」のであり、「公娼・黙認私娼制度は黙認私娼制度に移行し、「赤線」は事実上、疑似公娼制度とも言える存在となった」のだ⁽⁸⁾。したがって抹香町は、あたかも「制外」の地であるかのような見せかけのもと、国家の管理が周到に張り巡らされた地域にすぎなかったのである。

しかも連作「抹香町もの」で足繁く抹香町に通う男⁽⁹⁾は、「赤線」の模範的な利用者であった。藤野は、国家が「赤線」を黙認したのは、「買売春を一掃できない以上、性病予防の実務上、自主的な性病検診をおこなっている「赤線」の存在は不可欠と認識されていた」からだだったと述べている。「赤線」は、何よりも性病を蔓延させず、囲い込むために必要とされた。そして「抹香町もの」の男は、こうした国家の暗黙の方針を律儀に守り通そうとする。たとえば「蝸」(『別冊文藝春秋』、1953年8月)には、次のような一節が挿入されていた。

竹七は突つ立つたなり、三枚の大きな紙幣に、二枚小さいのを添へて、

「サックを頼むね。」

と、女に手渡しした。

「抹香町もの」の男は、この一節からもうかがえるように、必ず相手に20円ほど多く渡して、避妊具を要求する。単行本版『抹香町』を取り上げた「川崎長太郎小論」で中野好夫が述べていたように、「「サックを持つて来てくれ」は、少なくとも三四回は出る」(『文学界』、1954年5月)セリフだった。それは「抹香町もの」の中で、さながらリフレインのように繰り返される決まり文句だったのである。

念のため、このように「サック」を執拗に求める川崎の書く男のふるまいを、戦後のパースペクティヴの中で確認しておきたい。川村邦光の「避妊と女の闘い——セクシュアリティの戦後をめ

ぐって」(『思想』、1998年4月)によれば、「避妊というテーマが家族の問題として国家的にも社会的にも大衆的な規模で立ち現われた」ことが、戦後の性現象を特徴づけた。「妊娠・出産を「自然」の営み、子供を授かりものとする意識」に囚われ、避妊を「性道徳を乱れさせ、退廃的な風俗を蔓延させる」ものとみなす「道徳的な意識」は1950年代初頭には薄れつつあり、「度重なる中絶から避妊へ、避妊の失敗・中絶からさまざまな避妊法の試行、避妊の慣習化といった方向性」が現われてきた。川村は、「女たちはさまざまな避妊法の実践、男へのコンドーム(ときには性交中絶法)の要請／強要をすることによって、自律した楽しい性生活を追求していった」と述べている。実際、「産児制限と妊娠中絶の是非について」を特集し、「読者批判」を募った『婦人朝日』1949年7月号の編集部は、「三百数十通の投書」のうち、「産児制限」に対しては、五、六通をのぞいて、すべて賛成論者で、少くもこの点に関してはもはや議論の余地はなく、いかに実行するかということになつてきてるようだ」と概括していた。戦後の女性たちは、自身の身体への配慮から男たちに避妊を求めた。男たちと同様に女性たちが、快樂をもたらす行為として性を享受できるようになるためには、避妊が必要不可欠だった。避妊を通して女性たちは、性における主体性を確保することができたのである。では、川崎の書く男は、女性たちの主体性を尊重して「サック」を求め続けたのだろうか。それは戦後のパースペクティブにおいて、男としての模範的なふるまいだったのだろうか。むろん、そのようなことはない。なぜなら川崎の作品に登場する男は、常に避妊に気を遣っているというわけではなかったからだ。

たとえば先に見た「通い妻」の久子を相手にした時には、むろん避妊を気にしている素振りも見せなかったし、「入り海」(『新潮』、1955年2月)や

「ちぎれ雲」(『別冊小説新潮』、1955年10月)などで登場した豊橋の女工・汐子とは、「雨模様」(『別冊小説新潮』、1955年7月)によれば、「しるしあつたらいきなり中絶というふうに、話が出来ていた」くらいだから、男は避妊など考えもしなかったにちがいない。事実、「雨模様」の冒頭で参六は、「月のものがない。心配でならない」という汐子からの手紙を受け取っている。「数えどし五十五歳の参六ながら、抱いた相手に子が出来たとて、別段不思議はない」という一節から推察するに、参六は汐子相手に「サック」を用いようとは、さらさら思わなかったのだろう。

ようするに川崎の書く男たちは、汐子のような「どこか生娘のような肌触り」(「入り海」)を残した「商売人以外の女」(「文学万歳」、『新潮』、1957年6月)を相手にするときには決して避妊具を使おうとしなかった。しかし「コンクリートの二階洋館の門に、はりつけてある『国民保健所』と云ふ看板の前」(「鯛」)を通して赴く抹香町に足踏み入れた途端、男は避妊具を要求するようになる。だから抹香町で常に避妊具を持ってくるように言うのは、相手の女の身体や、その主体性を思いやつの所作ではなかったのだ。それはあくまでも自分自身を性病から守るために使われるにすぎなかったのであり、性病をコントロールするために「赤線」を暗々裡に公認した国家の意志を体現した行為でしかなかった。

抹香町の女たちは、こうした男の内面を感じ取っていたのだろう。慣れ親しんだ女からすると、「例のヤツを持つてきて」という男の一言は、「たまに酔つてきた時でも、その品を用ひないと安心しない、用心深い、水臭い」⁽¹⁰⁾ 男の性格をあらわすものでしかなく、「何の病気によらず、独り暮しの人は、体に障りが出来るのが、一番恐いことのやうでした」⁽¹¹⁾ と揶揄されてしまうことになる。なるほど避妊具を拒否する客に比べれば、男

のふるまいは非難されるべきものではない。しかし判で押したように「サック」を求める男の言動は、抹香町の女たちに、自分たちの体の穢れを意識させてしまうことになる。

「サックを持つてきてくれ。」

と、きまり文句をつけ足してゐた。

紙幣を持ち、女が出て行き、間もなくゴム製品を掌であたためるやうにしながら、部屋へ戻つてきた。火鉢の向う側へ、崩れたやうな坐り方してから、すべすべしたものを、手の中で玩具にし始めたが、

「わたしの体に毒があると思つて、あんたこんなもの使ふの。」

と、聞きとりにくい声で云つて、張りのある額ごし、竹七を一寸睨むやうな眼色である。凶星衝かれ、彼はひるむかにみえたが、すぐ顔を起し、さり気なく

「それをしてゐると、あとで洗滌場へ行つて洗つたり何かする面倒な手数が省けるからね。調法だよ。」

「竹七と二人の淫売婦」(『文学界』、1953年4月)の一節である。女は、「商売気抜きにした」「ひたむきな振る舞」で男に接してくる。だが男は、女の体の「毒」を忘れ去ることができない。危ぶんで「サック」を求めてしまう。ゴムの皮膜は、男が抹香町の女とのあいだに設ける隔たりの象徴なのだ。ゴムの厚さの分、男は女を拒み、女は拒まれていることを感じる。だから「ゴム製品を掌であたためる」女の姿は、この上なく痛々しい。

連作「抹香町もの」の男は性病から自分を守ることに余念がない。抹香町の女を相手にする時だけ「ゴム製品」を装着する男のしぐさは、性病の予防に腐心する国家の意図を忠実になぞっているにすぎない。川崎の書く男は、決して「制外」の存在などではなかった。彼がゴムの薄膜に託された国家の企みを突き抜けて、女の「ひたむきな振る

舞」に应じることはなかったのである。

川崎は性行為を書き続けた。抹香町での交情も、「人妻、未亡人、妾、文学志望の女」などといった「私の住居であるむさくるしい小屋を訪れる女性達と、数年来屢々交際するやうになつてゐた」⁽¹²⁾ ことも書いた。そうした川崎の作品は、一見破廉恥なものに見えてしまう。川崎の「硬太りの女」(『群像』、1957年1月)を読んで石川達三が、「こんな不潔な非芸術が横行して行くとすれば、官憲が検閲法を作りたくなるのは当然だし、また必要にもなつて来る」と述べ、「こういう小説は言論表現の自由を守る上に大きな障害となる。つまり自由の敵ということなりはしないか」⁽¹³⁾ と難詰したのも、そのためだろう。石川の眼に川崎の作品は、言論の自由を脅かす「制外」のものとして映じたのだ。ところが実際のところ、川崎の書くものが「制外」に踏み出ていくことはなかった。赤裸々に語られる性行為は、すべて法律に守られたものだった。法律を侵犯し、その埒外に突き抜け飛翔してしまうエロティシズムとは、無縁のものだったのである。

平野謙が述べていたように、川崎は「生活不能者・性格破綻者として出発」して、「日常生活の断片をその破滅的なすがたにおいて文学の世界に持ちこむしかたでたのなかつた」という、「代表的私小説家」だったのかもしれない⁽¹⁴⁾。けれども、いくら川崎の生活や性格が「破綻」していようとも、どれほど「破滅的なすがた」を呈していようとも、それらが法律に抵触することは決してなかつた。川崎の「破綻」や「破滅」は、あくまでも法律が許容する枠内にとどまっていたのである。

だから川崎にとって売春防止法は看過することのできない法律だった。抹香町で川崎の書く男たちが享受していた性行為を、それは禁じてしまうものだったからだ。法律に従順な川崎が、そうした法律に対してどのような反応をしたのか。次に

売春防止法と川崎の関わりについて見ていくことにしたい。

3

〘抹香町もの、で名を挙げたからであろう、川崎は折にふれて売春についての意見を求められた。たとえば第22回国会で売春等処罰法案が審議されていた——結局1955年7月に否決されてしまう——最中には、「売春について 一作家の意見」(『新潮』、1955年8月)を寄稿し、売春防止法が完全に実施される直前には、「わが新しき人生——売春防止法に因んで——」(『新潮』、1958年1月)を発表した。これらのエッセイで川崎が開陳した意見は、当時多くのひとが口にしたような内容にとどまり、新鮮味には乏しかった。いわく、「女房のもてない、又そこへ行かなくてはその方の解決できない融通の利かぬ男共はどうなるのか」、「更正機関など影も形もない小田原」で「娼婦」たちは今後どのように生きていけばよいのか、「娼家」がなくなる代わりに「一泊三百円也の連れ込宿が、日について出来て行く模様」は問題ではないのか。こうした見解は、たとえば「もぐりの淫売屋」が増加してしまうことを問題視し、「従業婦たちの補導更正は軌道にのらず」という状況を非難した向井啓雄の「売春防止法反対始末記」(『新潮』、1957年6月)などでも指摘されていたことだ。だから売春防止法に対する川崎の意見には、とりたてて見るべきものはない。だが、川崎の売春防止法への関わり方には独特のものがあつた。あまたの政治家や学者のように、川崎は「従業婦たち」の将来など憂慮しなかつた。川崎が気にかけていたのは、ひとりの女の行く末だったのである。

「消える抹香町」(『群像』、1958年4月)で川崎は、「足掛け四年間、私は「抹香町」のN子と馴染を重ねてゐた」と吐露している。そのN子との交流が、

いやおうなく川崎を売春防止法と向きあわせた。いうならば、川崎はN子の肉体を通して売春防止法と関わつたのである。固有名を持った「老娼婦の消息」が「雲を掴むやうな次第になりかね」ない状況を憂えることは、「従業婦たち」の未来を気遣つたり、売春防止法施行後の社会に思いを馳せることとは決定的に異なる。川崎は廃業したN子への責任を感じざるを得ず、自分が金銭で購ひ続けぼろぼろにした肉体を目の当たりにし、にもかかわらず、どうすることもできず、何もしようとしない自分の不甲斐なさを率直に描き出そうとした。川崎はN子をモデルにした濱子を通して、身勝手な買春者がどのように売春防止法に対峙したのか、それを物語つたのである。

川崎の作品に濱子がはじめて登場したのは、「女色転々」(『別冊文藝春秋』、1954年4月)だった。以後「山桜」(『別冊小説新潮』、1954年7月)、「野良犬」(『別冊文藝春秋』、1954年8月)と立て続けに川崎は〘濱子もの、に手を染めていく。35歳の濱子のもとに、「参六は一本槍に、五日にいつペン位の割合で」(「山桜」)足を向け続けたのだが、それと軌を一にするようにして川崎の〘濱子もの、は生み出されていった。

濱子の何が参六を惹きつけたのか。「女色転々」によれば、それは「ふうわりした床のべてある濱子の部屋」だった。そこは「物置小屋の住人」である参六にとって「龍宮のそれかと、目そばだたしめる」までに快適に設えられた空間で、「結婚失格者としても何より」の居心地のよさを感じることができたという。〘濱子もの、ではないが、ほぼ同時期に発表された「真鶴岬」(『別冊小説新潮』、1955年4月)には、参六が「「家庭」なるものに郷愁を感じ」るようになったという一節が記されている。それをふまえるのなら、濱子の部屋に参六が感じ取つたのは、「家庭」の温もりだったということができよう。

しばしば川崎は「性慾の始末」(「わが新しき人生」)のために抹香町を必要としたと述べているが、参六にとって濱子は「性慾」処理のためだけの存在ではなかった。知命をとうに過ぎた川崎は、「所謂「爐辺の幸福」とか「内助の功」とかいふ言葉が、老残のやもめに陸言めかしく聞え」るようになり、「結婚といふものがケツタ糞悪くも、見果てぬ夢となつてゐた」(「文学万歳」)と告白しているが、濱子ものに登場する参六は、その「見果てぬ夢」を満たすべく、濱子の部屋で「爐辺の幸福」をむさぼる。あまつさえ「濱子こそ己が女房にうつてつけ」と思うようになり、他方で濱子の方も、そうした参六の心情を斟酌して、強羅に山桜を見にいった時には、「堅気を装はう」と普段は「相当喫む筈な」煙草を一本も吸わなかったりする(「山桜」)。ぶっきらぼうに「女房か何かに、云ひつけるやうなもの謂」をして、結婚をほのめかす参六に対し濱子は、「当てになるものか、と内心云ひた気に、そつぽ向くやうであつた」が、それでもやはり心残りがするのさ、「彼の住居としてゐる小屋の方角、妻帯経験の有無を、糺し出した」という(「野良犬」)。

けれども濱子との結婚話は立ち消えになった。その理由を物語ったのが、「嘘」(『文藝』、1956年1月)だ。「嘘」には三人の女が登場する。「出し抜け海岸の物置小屋訪ねてきた」27歳の「華奢な細そりした体つき」をした女、「三十がらみの、五年間に三人の男の妾した」という女、そして濱子である。抹香町の「娼婦」ではない2人の女たちに挟まれて物語られる濱子のシークエンスでスポット・ライトを浴びるのは、その肉体だ。ただひとりだけ抹香町の女として語られる濱子の肉体は、次のようなものだった。

とど一緒にならうとまでのぼせてみたが、年期の入り過ぎた経歴相応、すつかりヒビのはいつた女の体を、再三眼の当りにするにつれ、

二の足踏むしか術ないやうであつた。寒い折は、ぜんそくさへ病んで、はげしく咳し、みてをられず彼がのたうつ女の背中さすつたりしたこともないではなかつたし、そんなふうであるながら、泊まりのない場合は、年がら年中夜中の二時三時まで、表に突っ立ち客を待つ稼業柄、あすこが悪い、ここが痛い、と彼の顔さへみれば、心安だて半分訴へるやうになり勝ちの、ある時などはまだそれほどのとんでもないのに、月経がとまつたの何んのと真面目くさつた顔して云ひ出したりして、馴染客として顔併せるだけでも、彼は一寸辟易のていであつた。

「五百円」で濱子の肉体を買い続けた男は、その「ガタガタ」になっている肉体を理由に濱子との結婚を反故にする。濱子の肉体が「ヒビのはいつた」ものとなった悪因のひとつが男自身にあったことは言うまでもない。たとえば「野良犬」で濱子は、いつも「サック代意味する二十円」を渡して性病予防に余念のない参六を気遣って、「やる前に、洗滌に行く」ようにし、冷手で「子宮を冷やしてしまつた」結果、「子宮が胃けいれん」を起こしてしまい、小刻みにふるえ低いうなり声をあげて苦しむ。もしかしたら濱子は、その肉体に負荷をかけてでも、参六と「サック」を必要としない関係、「五百円」をやり取りしなくて済む関係を取り結ぼうとしたのではないだろうか。参六が望んだ「爐辺の幸福」を濱子も求めたのかもしれない。しかし濱子の心地よい部屋で参六が享受しようとしたのは、「爐辺の幸福」の模像でしかなかった。男は結婚という「見果てぬ夢」を実現すべく、抹香町とは関係のない健全な肉体、を持った女を待望し、必要な時にだけ、「前々通り時々彼女の客となり、以後ずるずるべつたりな間柄続けて」いたのだった。

しかし川崎は健全な肉体、からはかけ離れた

濱子を、その小説に取り上げ続けた。男の名を捨七に代えた「たそがれ色」(『別冊小説新潮』、1956年7月)と「再会」(『小説新潮』、1957年3月)では、「売春禁止法が取沙汰される昨今」を背景に、濱子が「レントゲンでとつたら、胸部に二つばかり欠所が出来ていたので、保健所の検査を落第」して、三島にある結核療養所へ入院させられる経緯が語られる。捨七は「彼女を使つて小説書いた謝礼」の意味を込めて「五千円ばかり紙にくるんだもの」を持って、療養所へ見舞いに行く。もう客の相手をするのできる体力も残っていない濱子は今後の身の振り方に悩み、自分の勤めていた「『春泉』の小母さん」になるかもしれないと捨七に告げる。捨七は、「赤線の巷がいつまでも存続するものと思つている」濱子を痛々しく思うだけだ。

その後の濱子については、男が道六となって登場する「ある娼婦の場合」(『別冊小説新潮』、1958年1月)で、まず描かれる。「春泉」で女中として働く濱子を見て道六は、「あの女がどうなろうと俺の知つたことじゃない、とテン然たり得ず、責任はお門違いの方面にあるのだ、などと割り切り涼しい顔して居られない」ととりあえず悩むのだが、出来ることと言えば、「商売を止めている」濱子に、すでに売春防止法が、罰則規定は除かれてはいるものの施行されているのにもかかわらず、「その都度千円提供し」て肉体を購うことだけだ。療養所から出て来た当座は「見違える位太つていた体」が「娼家に起き伏してから日まし瘦せ」ていっても、「骨が折れそうで、みていて痛々しいよ」と声をかけることしかできない。「子守り奉公の口知らない?」と相談を持ちかけられても、「ぎくつと息が止まり」そうになって、責任を背負い込まれないか冷や冷やするばかりだ。

続いて発表された「ある娼婦の行方」(『小説新潮』、1958年8月)では、売春防止法が完全に実施された後の濱子が物語られる。小さな旅館で「泊

り客に体を所望される」こともある「女中も兼ねる内芸者」にならないかという話を、受けようかどうか思案する濱子に向かって道六は、「お客もそんなにないと云う旅館だから、どっちみち、無理な体の使い方する心配もいらない」と考え、「是非、そこへ行くことだ」と助言を与え、「お前が住み込んだら、俺も時々出かけるよ。」と付け加える。それと同時期に道六は、「突然小屋へ現れた『東京の三十女』と関係を結び、女に『帰りがけ二千円ばかりの金』を渡している。むろん、こうした道六の言動は売春防止法に違反するものではなかった。

周知の通り、売春防止法では、売春を勧誘したり周旋したりした者は処罰の対象となるが、買春客は処罰の対象とはなっていなかった。法律に従順な川崎が、道六に違反行為をさせるはずがない。道六が濱子に勧めたのは、あくまでも「体を所望される」こともある「女中」業であって売春行為ではない。しかも「体を所望」する客が金銭を払うか否かは、二人の会話の中では等閑に付されたままだ。また道六は、「赤線」の外の自分の小屋で買春行為に耽っている。その行為に、処罰の対象となる「娼家」の経営者は関与していない。ちなみに言えば、道六の享受した性交は、買春ですらなかったかもしれない。「東京の三十女」との交流を扱った「流浪」(『群像』、1959年2月)で女は、「体でお金貰ふ卑しい女なんかよく抱けるものね」と言いつつ、結局「千円札十枚」をふんだくって肉体関係を取り結ぶ。あからさまに濱子を汚れていると蔑む女は、自分の行為を売春だとは思ひさえしていない。また男も、「むっちりしたのびのいい肢体」を、濱子の病み衰えた肉体とは異なるものとして享受する。あえて言うなら、2人の関係は「援助交際」の原型なのだろう。それは売春防止法を狡猾にすり抜ける買売春の現代的なあり方だったのである。

「ある娼婦の行方」は売春防止法が完全に実施された後に、買売春の行為が潜在化していくプロセスの一端を物語っている。そして川崎の書く男が気にかけていた濱子は、お客のひとりだった「六十越したお爺さん」に囲われる道を選んだ。そうなるも逢いに来てくれという濱子に、道六は「爺さんに知られたら、どうなるんだね」と諭し、「いったん他人のものとなった女と秘密に逢い続け、それでいていざと云う場合になっても、こっちは責任もたない、などという真似が出来るかどうか」疑問に思う。「ある娼婦の行方」は、「その後、二人は相見ることがなかった」という一文で締めくくられている。男が選択したのは、責任を完全に放棄してしまい、他人に押しつける道だったのである。

4

濱子を通して川崎が語る男の挙動は、あまりに身勝手なものだ。結婚したいと思いつめていたのに、肉体の惨状を見せつけられるにつれ、その崩壊に自分自身が加担していたことは否認して結婚話をうやむやにしてしまう。にもかかわらず、一介の「馴染客」としては通い続け、売春防止法が施行されるや、その行く末を案じてひしひしと責任を痛感する日々を過ごしながらも何もできず、結局その責任を投げ出してしまい、みずからは罰せられることもない買春行為を愉しむ。眼を覆いたくなるくらいにふるまいである。

しかし誰が川崎を非難することができよう。ひとりの「娼婦」の行く末に責任を持つことなど、そう簡単にできることではなかった。売春防止法が実施された6ヶ月後の『サンデー毎日』（1958年9月21日号）は、「私たちも人間らしく生きたい、——〴〵赤線の女、相談員の記録から——」という特集を組み、「赤線の女」ひとりひとりの「多方面

に及ぶ世話」をしなければならない相談員の仕事のむずかしさを伝えた。「従業員たち」ではなく、ひとりの女と向きあおうとする時、その責任は途方もないものとしてのしかかってくる。川崎がむき出しにした男の卑屈な姿は、買売春の継続している現在の社会を暗示するのみならず、買売春に安易に反対する美辞麗句の虚飾を暴き立てていたのである。

それにしても濱子のモデルとなったN子は、その後どうなったのか。川崎は「ある娼婦の行方」の15年後、再びN子をモデルにした「乾いた河」（『海』、1973年10月）を書いた。微細な違いを含みながらも、〴〵濱子もの、の諸作品の内容を概ね踏襲したその作品においても、N子をモデルにした「娼婦」の行方はわからず仕舞いだ。N子は、数えて七十三歳になった老いた私小説家の思い出にたゆたうばかりだ。

他方、川崎自身は「或る女」（『新潮』、1962年8月）や「やもめ爺と三十後家の結婚」（『群像』、1962年9月）などで語られるように、1962年に結婚して「爐辺の幸福」を手にした。抹香町をはじめとする「赤線」が消滅して4年後のことだ。^{ライン}地帯で囲われておらず法律に抵触するおそれのある性行為を川崎が家庭で保持しようとしたと言ったら、牽強付会の誹りを甘受することになるだろうか。しかし私小説家が、法律の隙間で享受される性を選択しなかったことはたしかだ。川崎の書く結婚と家庭に守られた性については、「売春防止法-優生保護法体制」下に生み出された文学のヴァリエーションとして、稿をあらためて考えてみる必要があるだろう。

注

- (1) 渡辺守章訳『性の歴史 I 知への意志』(新潮社、1986年9月)。
- (2) たとえば私も、武田泰淳の『「愛」のかたち』(八雲書店、1948年12月)を、戦後の「性的欲望(セクシュアリテ)」を形成した言説に位置づけることを試みたことがある(「敗戦後と「性の解放」——武田泰淳『「愛」のかたち』を読む』、『昭和文学研究』、2004年3月)。
- (3) 「私小説作家の立場」(『新潮』、1956年10月)。
- (4) 『性の歴史学』(不二出版、1999年3月)。
- (5) 「自筆年譜」(『川崎長太郎自選全集V』所収、河出書房新社、1980年7月)。
- (6) 「制外者の路——川崎長太郎ノート」(『文学年誌』、1990年12月)。
- (7) 大南勝彦によれば、抹香町とは、明治36年に「初音新地」と呼ばれた小田原の遊郭がつくられた頃に出現した「私娼窟」の名だった。ところが、大正14年にこの「私娼窟」の移転が命じられ、昭和の初めに「新開地」が誕生した。そして川崎の「抹香町もの」の舞台は、明治に誕生した「私娼窟」ではなく、この「新開地」なのであった(「小田原レポート」、『私小説家 川崎長太郎』所収、1991年11月)。本稿では「抹香町」と「新開地」を区別することはしなかったが、小田原における買売春を史的に考察しようとする時には、こうした指摘を看過してはならないだろう。
- (8) 『性の国家管理』(不二出版、2001年10月)。
- (9) 「抹香町もの」の主な作品は、単行本『抹香町』に収録された。しかし単行本の段階では、中心人物の名もばらばらで、連作としての統一性はさほど顧慮されていなかった。その後ミリオン・ブックス『抹香町』(講談社、1955年7月)に至って、ようやく連作としての形が整えられたと考えるべきだろう。ミリオン・ブックス版では、単行本版の「抹香町もの」ではない作品が除かれ、単行本が刊行された後に発表された3作を加えた計11作の「抹香町もの」が収められ、中心人物の名もすべて「竹七」に統一された。なお本稿では、引用はすべて初出時のものに拠った。
- (10) 「淡雪」(『別冊文藝春秋』、1953年6月)。
- (11) 「金魚草」(『別冊文藝春秋』、1952年12月)。
- (12) 「女に関する断片」(『群像』、1956年9月)。
- (13) 「自由の敵」(『東京新聞』、1957年1月22日)。なおこの石川の発言を契機に起こった「自由の敵」論争については、「〈新聞小説家〉の意見——石川達三の「自由」談義」(『湘北紀要』、2007年3月)でくわしく論じた。
- (14) 「私小説の二律背反」(『平野謙全集』第2巻所収、新潮社、1975年2月)。

The Relation Between The Anti-Prostitution Law and Literature

YAMAMOTO Yukimasa

[abstract]

The law promulgated after World War II had a large influence on literature. For example, the revised criminal law (kaiseikeihou) and the eugenic protection act (yuseihogohou) allowed many writers to make narratives with themes which had been forbidden to write during the war. But few people study how much influence the anti-prostitution law (baihshunboushihou) give literature, which was entirely enforced from 1958. Therefore I argued the relation between literature and the anti-prostitution law through reading novels which was written by Kawasaki Tyoutaro. Kawasaki, who had started to publish novels from 1920's, wrote a lot of I-novels that narrated his life with the prostitute working in Mkkoutyo in Odawara. He faced and thought about the anti-prostitution law not abstractly but concretely through the body of the prostitute.

[key words]

Literature after World War, Kawasaki Tyoutaro, the anti-prostitution law